

## 非木造住宅耐震改修等事業助成の実施について

区では、中野区耐震改修促進計画において住宅の耐震化率の目標を定め、耐震化に優先的に取り組むための助成制度を設けている。

本目標に向けて住宅の耐震化率の更なる向上を図るため、耐震化促進事業の見直しを行い、新たに非木造住宅についても耐震改修等助成を実施するものとする。

### 1 目的

大規模な震災等による非木造住宅の倒壊等の被害を最小限にとどめ、建築物の安全性の向上を促し、地震や火災など災害に強い安全なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### 2 実施理由

非木造住宅は、緊急輸送道路等沿道建築物以外は耐震改修等助成の対象とならず、近年耐震診断の実績も減少している。また、耐震改修等の費用も高額になるため耐震化が進み難いことから、耐震改修等助成を行うことで耐震化を促進していく。

### 3 事業の概要

#### (1) 対象となる地域

区内全域とする。(緊急輸送道路等沿道建築物を除く。)

#### (2) 建築物への助成

##### ① 原則として、以下を満たすものとする。

- ・昭和56年(1981年)5月31日以前に建築に着工したものであること。
- ・木造以外の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。)を含む。
- ・耐震診断の結果、IS値が0.6未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断された建築物であること、等。

##### ② 助成額

- ・補強設計費用 基準をもとに算出した額の1/3かつ400万円以内
- ・補強工事費用 基準をもとに算出した額の1/3かつ7500万円以内
- ・建替え及び除却費用  
基準をもとに算出した額の1/6かつ7500万円以内

### 4 今後の予定

令和6年3月 要綱制定、区民への周知(区報・ホームページ等による啓発)

令和6年4月 助成開始